

○港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(令和六年二月一日)

(国土交通省告示第六十七号)

港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通大臣が定める使用料の額等を次のように定める。

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(使用料の額)

第一条 港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第一号の規定により指定した輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用料の額 別表の上欄に掲げる港湾管理者に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千六百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用料の額 零円

(使用料の減免)

第二条 国土交通大臣は、災害その他の特別な事由が生じた場合においては、国に納付すべき使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の支払方法)

第三条 使用料は、年度の一年分をとりまとめて、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二に規定する歳入徴収官の発する納入告知書により、納付するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

第二条 第一条第二号の規定は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表

		港湾管理者	使用料の額
		函館市	二十万円
		小樽市	十五万八千円
		室蘭市	三十四万千円
		釧路市	二十万円
		網走市	十五万千円
		留萌市	十五万六千円
		稚内市	十五万四千円
		紋別市	十五万二千円
		根室市	十五万千円
		広尾町	十五万四千円
		苫小牧港管理組合	七十五万三千円
		石狩湾新港管理組合	三十二万三千円
	青森県		四十一万六千円
	岩手県		四十一万五千円

愛知県	静岡県	福井県	石川県	富山県	新潟県	横須賀市	川崎市	横浜市	東京都	千葉県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県
四十三万四千円	七十六万二千元	三十二万五千元	三十六万五千元	六十三万円	六十九万円	十六万九千元	八十二万円	百一万円	八十六万九千元	百十二万八千元	五十四万四千元	三十八万三千元	三十一万二千元	三十九万六千元	七十三万二千元

山口県	百十五万九千円
呉市	十九万千円
広島県	八十四万三千円
岡山県	九十一万七千円
島根県	三十六万九千円
境港管理組合	三十二万二千円
鳥取県	三十万千円
和歌山県	六十八万円
神戸市	八十四万八千円
兵庫県	八十五万七千円
大阪市	七十八万五千円
大阪府	八十四万五千円
京都府	三十一万五千円
四日市港管理組合	七十九万四千円
三重県	三十四万千円
名古屋港管理組合	九十四万六千円

熊本県	三十九万九千円
長崎県	四十五万九千円
佐世保市	十六万千円
長崎県	四十五万九千円
佐賀県	三十六万二千円
福岡市	七十六万三千円
北九州市	八十一万三千円
福岡県	四十五万七千円
高知県	四十万五千円
今治市	十五万九千円
愛媛県	五十九万三千円
新居浜港務局	十八万五千円
坂出市	二十万八千円
香川県	三十一万七千円
徳島県	三十五万二千円
下関市	三十四万円

那覇港管理組合	宮古島市	石垣市	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県
四十万円	十六万四千元	十六万三千元	三十五万二千元	四十六万三千元	四十万三千元	七十二万五千元